

株式交付に関する事後開示書類

(会社法第 816 条の 10 第 1 項及び同法施行規則第 213 条の 9 に定める書面)

2025 年 8 月 8 日

東京都渋谷区恵比寿一丁目 18 番 14 号
unbanked 株式会社

2025年8月8日

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号
unbanked株式会社
代表取締役社長 安達 哲也

unbanked株式会社(以下「当社」といいます。)は、2025年7月16日付け株式交付計画書(以下「本株式交付計画」といいます。)に基づき、当社を株式交付親会社、クラウドバンク株式会社(以下「クラウドバンク」といいます。)を株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」といいます。)を行いましたので、会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に基づき、開示事項を記載した書面を備え置きます。

なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付に該当します。

記

1. 株式交付が効力を生じた日(会社法施行規則第213条の9第1号)

2025年8月8日

2. 当社における次に掲げる事項(会社法施行規則第213条の9第2号)

(1) 会社法第816条の5(株式交付をやめることの請求)の規定による請求に係る手続の経過(会社法施行規則第213条の9第2号イ)

当社の株主から、会社法第816条の5に定める株式交付をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第816条の6(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過(会社法施行規則第213条の9第2号ロ)

当社は、会社法第816条の6第3項及び第4項第1号の規定に基づき、令和7年7月17日付で当社の株主に対して、本株式交付をする旨、並びに、株式交付子会社であるクラウドバンクの商号及び住所を電子公告にて公告を行いました。なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に規定する簡易株式交付に該当するため、当社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はおりませんでした。

(3) 会社法第816条の8(債権者の異議)の規定による手続の経過(会社法施行規則第213条の9第2号ハ)

該当事項はありません。

3. 株式交付に際して、当社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数(会社法施行規則第213条の9第3号)

本株式交付に際して当社が譲り受けたクラウドバンク社の株式の数は、56株です。

4. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数及び当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（株式交付親会社が株式交付に際して取得したものに限る。）の金額の合計額（会社法施行規則第 213 条の 9 第 4 号及び同項 5 号）

当社は、本件株式交付において、株式交付子会社の新株予約権を譲り受けておりません。

5. 上記に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 6 号）

・当社は、会社法第 816 条の 4 第 1 項の規定により、本株式交付について会社法第 816 条の 3 第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交付を行いました。なお、会社法第 816 条の 4 第 2 項の規定に基づき本株式交付に反対する旨を通知した当社の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はおりませんでした。

・当社は、株式交付子会社であるクラウドバンクの株式の譲渡人との間で、本株式交付に関して、令和 7 年 8 月 6 日付で、会社法第 774 条の 6 に定める総数譲渡契約を締結いたしました。

・本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

①資本金の額 金 0 円

②資本準備金の額 会社計算規則第 39 条の 2 に従い当社が別途定める額

③利益準備金の額 金 0 円

以上